

秋田市保健所スポットクーラー設置修繕 仕様書

1 業務内容

秋田市保健所において、保健総務課が別に賃貸借するスポットクーラーを設置し、排熱用ダクトの付設等を行う。

2 履行場所

施設名	所在地	電話番号
秋田市保健所（2階検査室）	秋田市八橋南一丁目8番3号	883-1170

3 期間

契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで

4 業務内容

秋田市保健所2階検査室内の指定する位置（別紙図面参照）に、保健総務課が別に賃貸借するスポットクーラー6台を設置し、設置箇所付近の窓に排熱用ダクトの付設を行う。

- (1) 窓のサッシからガラスを取り外す。
- (2) サッシにアルミパネルを取り付け、排熱用ダクトを付設する。
- (3) スポットクーラーの賃貸借期間終了後、現状復旧作業を行う。
- (4) その他、当該工事に必要な作業を行う。

5 業務上の注意事項

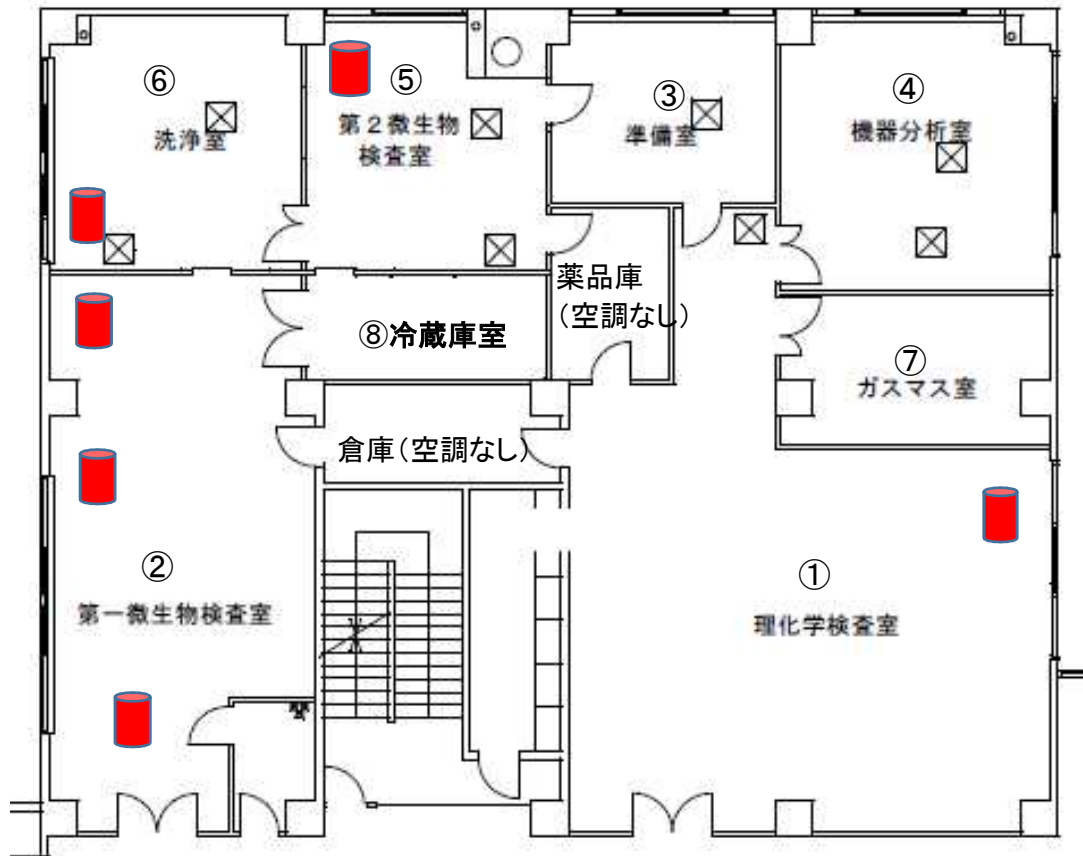
- (1) 業務の実施に当たっては、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、適切な安全対策を行うこと。
- (2) ごみの飛散や流出のないよう必要な措置を講ずること。

6 報告

業務終了後は、直ちに業務完了報告書を作成し提出すること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項又は業務実施に当たって疑義が生じた場合は、必要に応じて担当課と協議の上決定すること。



スポットクーラー設置希望場所(全6箇所)